**３　刑事司法改革**

（１）刑訴法改正の概要

　2014(平成26)年9月、法制審議会において「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果」が承認され、それに沿った内容の刑訴法等の改正法案が平成27年度の通常国会に提出された。同法案は、2015(平成27)年8月に衆議院により決議され参議院に送られたが審議未了で継続審議とされたが、平成28年度の通常国会で成立し、2016(平成28)年6月3日に公布された。

　刑訴法等の改正法は、①取調べの可視化(取調べの録音・録画制度)、②証拠開示制度の拡充、③被疑者国選弁護制度の拡充、④協議・合意制度、刑事免責制度、⑤通信傍受などが内容となっており、刑事司法制度に大きな変革をもたらすものと考えられる。

　また、2013(平成25)年6月、刑の一部執行猶予制度を定めた刑法改正が公布され、2016(平成28)年6月から施行された。

（２）取調べの可視化

**①　取調べの録音・録画制度の概要**

　　　　刑訴法等の改正法では、取調べ及び取調べの際作成される供述調書への過度の依存を改め、証拠の収集方法を適正化するとの理念のもと、取調べを可視化するための制度として、取調べの録音・録画制度が導入された。

　　　　刑訴法等の改正法の録音・録画制度の骨子は以下のとおりである。

（ア）検察官は、逮捕・勾留中に一定の事件(裁判員対象事件及び検察官独自捜査事件)について被疑者として作成された被告人の供述調書の任意性が争われたときは、当該供述調書が作成された取調べの状況を録音・録画した記録媒体の証拠調べを請求しなければならない。

（イ）一定の例外事由に該当するために録音・録画をしなかったことその他やむを得ない事情により上記記録媒体が存在しないときは、その証拠調べを請求することを要しないものとする。

（ウ）検察官・検察事務官又は司法警察職員は、逮捕・勾留されている被疑者を一定の事件(裁判員対象事件及び検察官独自捜査事件)について取り調べるときは、以下の例外事由に該当する場合を除き、その状況を録音・録画しておかなければならないものとする。

【例外事由】

ａ　記録に必要な機械の故障その他やむを得ない事情により記録が困難であると認めるとき

ｂ　被疑者による拒否その他の被疑者の言動により、記録をすると被疑者が十分に供述できないと認めるとき

ｃ　被疑者の供述状況が明らかにされると、被疑者又はその親族に対し、身体・財産への加害行為又は畏怖・困惑行為がなされるおそれがあることにより、記録をすると被疑者が十分に供述できないと認めるとき

ｄ　当該事件が指定暴力団の構成員によるものであると認めるとき

**②　取調べの録音・録画制度の問題点**

（ア）例外事由の存在

　取調べの録音・録画制度には、供述証拠の任意性・信用性を担保し公判審理の充実化に資するとの趣旨と、取調べ過程の透明化を通して違法・不当な取調べを抑止し、取調べの適正化を図ることによって被疑者の黙秘権を実質的に保障するとの趣旨がある。

　後者の趣旨からは、録音・録画は取調べ全過程について行われる必要があるといえ、捜査官の裁量により取調べの一部について録音・録画がされず，その際の取調べ内容が隠蔽されることは厳に避けられなければならない。

　取調べの録音・録画の実施にあたって一定の例外事由を定めるということは、取調官が、例外事由に該当するか否かを恣意的に判断することを通じて、取調べの録音・録画制度が取調べ全過程の録音・録画を定めた趣旨を潜脱する可能性がある。

　したがって、例外事由については、①そもそも例外事由を認めるのが相当か、②相当だとしても、今回該当するとされた例外事由の内容が相当かについて再度検討する必要がある。

（イ）録音・録画対象となる事件の範囲

　　　　　現在の取調べの状況として、取調べの透明化のため取調べの全過程を録画するという意味での取調べの可視化は実現するに至っていないが、専ら供述の任意性や信用性等に関する立証のため、言い換えれば被疑者の捜査段階における供述の任意性・信用性の立証及び公判における被告人の供述の信用性の弾劾のための警察官取調べ・検察官取調べの録画は既に試行されており、その件数も増加している。

　検察庁では、裁判員裁判対象事件、知的障害によってコミュニケーション能力に問題のある被疑者等(「知的障害を有する被疑者であって、言語によるコミュニケーション能力に問題があり、又は取調官に対する迎合性や被暗示性が高いと認められる者」)に係る事件、精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件、独自捜査事件については、身体拘束下の被疑者取調べの全過程が録画されるというケースが増えている。また、警察官による身体拘束下の被疑者取調べについても、裁判員裁判対象事件や知的障害によってコミュニケーション能力に問題のある被疑者等に係る事件では、取調べの一部が録画されるというケースが増えつつある。

　更に、2014(平成26)年5月、最高検が今までの運用を拡大することを全国の検察庁に伝えたことが発表された。対象とされる事件は、裁判員裁判対象事件、特捜部の独自捜査事件、客観的証拠が少なく供述が重要であると考えられる事案と、独自に運用を広げて試行しているようである。

　今回、録音・録画の対象となる事件は、裁判員裁判対象事件及び検察官独自捜査事件に限られているが、取調べ全過程を録音・録画し、取調べの適正化を図る必要がある事件はこの二つに限られないと考えられ、現在の取調べ実務に比しても狭い範囲に限られていることから、録音・録画の対象となる事件については拡大の方向で再度検討する必要がある。

（ウ）録音・録画の対象となる者

　　　　　今回、録音・録画の対象となる者は、被疑者に限られているが、取調べ全過程を録音・録画し、取調べの適正化を図る必要がある者は被疑者に限られず、参考人も同様と考えられ、録音・録画の対象となる者については拡大の方向で再度検討する必要がある。

（３）司法取引制度

**①　司法取引制度の概要**

 　　　刑訴法等の改正法では、取調べへの過度の依存を改めて適正な手続の下で供述証拠をより広範囲に収集するための制度として、「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度」が導入された。

協力・合意制度は、検察官の訴追裁量権の下で、検察官が必要と認めるときに、被疑者・被告人及び弁護人との間で協議して、被疑者・被告人に対して処分または量刑上の恩典を提示することにより、合意の下で、被疑者・被告人から捜査・公判への協力を引き出す制度であり、いわゆる司法取引である。

 具体的には、被疑者・被告人が、取調べや証人尋問の際に真実の供述をする、証拠の提出をするなどの一定の行為をすることと引換えに、検察官は、公訴提起しない、略式命令の請求をする、一定の求刑をするなどの一定の行為を行うことを合意する。

 司法取引制度は、会社犯罪や贈収賄事件等のような財政経済事犯、特殊詐欺や薬物・銃器売買などの組織犯罪等の密行性の高い犯罪類型において、取調べ以外の方法により供述証拠を獲得する手段とされており、対象犯罪は、これらの犯罪に限定されている。

**②　司法取引制度の問題点**

（ア）虚偽供述のおそれが高い

　　　　　新設された制度は、他人の犯罪事実を明らかにし、いわば他人を売ることによって、その者が恩恵を受けることを認めるものであって、共犯者の引き込み供述や責任転嫁の供述を誘発し、新たな冤罪の温床にもなりかねない危険を持つ制度である。

　被疑者・被告人に与えられる利益・恩典は、不起訴にする、罰金にする、一定の求刑をするなどという極めて大きなもので、これまでの裁判例では、利益誘導による自白として任意性が否定される事例があるように、被疑者・被告人の心理に多大に不当な影響を与える可能性があるものといえる。

　さらに、司法取引の対象となる者は、他人の特定の犯罪について情報を持っている者であり、取引によって利益を得ることができる者であって、その者自身が特定の犯罪で訴追されて有罪判決を受ける可能性が高い者である。具体的にいえば、特定の犯罪の主犯格の者より下位の共犯者であることが多いと予想されることから、典型的に共犯者の引き込み供述や責任転嫁の供述を行うことが想定される者である。

（イ）弁護人の関与は供述の信用性の担保にならない

　　　　　合意については弁護人の関与が必要的とされており、これによって、合意をした者の供述の信用性が担保されるとする見解があるが、およそ捜査や弁護活動の実態を無視した議論である。

　そもそも、合意に関与する弁護人は、合意による司法取引をして利益・恩典を受ける被疑者・被告人の弁護人であり、引き込み供述や責任転嫁の供述をされて、不利益を被る立場の被疑者・被告人の弁護人ではない。したがって、本来的に、被疑者・被告人の供述が虚偽か否かの信用性を、吟味するのに適した立場にある者ではない。

　さらに、合意に関与する弁護人は、基本的には、接見中に被疑者・被告人の主張を聞くことしかできず、裏付け捜査もできない状況にあることから、被疑者・被告人の供述について、虚偽か否かを判断しうる資料は何も持っていない状況にある。

　少なくとも、捜査機関が持っている証拠の開示を受けて、被疑者・被告人の供述を吟味しなければ、被疑者・被告人の供述が真実か否かを判断することは不可能であるが、証拠開示制度は存在しない。また、捜査の密行性を考えると、捜査機関から任意の証拠開示を受けるということは考え難いところである。さらに、仮に、捜査機関が、任意に一定の証拠を開示したとしても、単に捜査機関にとって都合の良い証拠を開示したのみであって、それが適正な証拠を開示したか否かも分からない状況にある。

　いずれにせよ、弁護人が関与しても担保できるのは、被疑者・被告人の供述の信用性ではなく、被疑者・被告人の供述の任意性でしかないことを認識しておくべきであろう。

（ウ）その他の問題点

ａ　司法取引をした者に対する反対尋問によって、その者の供述の信用性・任意性の吟味は困難と考えられる。そもそも、共犯者の虚偽供述を反対尋問で吟味することは難しい。さらに、司法取引によって合意した内容については、供述調書が作成されることが多いと考えられるため、供述調書の証拠開示を受けて検討することができるが、最も重要な合意に至るまでの経過である協議の内容については、可視化されなかったことから、協議の状況が明らかにならない状況にある。

ｂ　司法取引に基づく供述の信用性を担保する方法として、虚偽供述の処罰が規定された。しかし、これまでは、捜査側に有利な証言について、偽証罪として適切に処罰されてこなかったと思われる。したがって、捜査に協力した司法取引の段階の虚偽供述についても、適切に処罰されることは想定し難い。

ｃ　司法取引をし、その後検面調書が作成された場合であっても、公判廷において、その者が供述を拒絶した場合には、刑訴法第321条1項2号書面として証拠採用される可能性もある。

ｄ　協議をしたものの合意に至らなかった場合には、協議の際に被疑者・被告人が供述した内容は、その者の裁判の証拠としては使用することができないとされる。

　しかし、協議の際の被疑者・被告人の供述に基づいて得られた証拠やその供述から派生した証拠については、何らの規定がないことから、被疑者・被告人の刑事事件においても証拠とすることができると思われる。

　また、協議の際の被疑者・被告人の供述を端緒として、検察官が、新たな捜査を展開することも可能となっている。

　このように、協議の際の被疑者・被告人の供述が、結果的に、被疑者・被告人に不利な方向に働く可能性がある。

（４）刑事免責制度

**①　刑事免責制度の概要**

　　　　刑訴法等の改正法案では、取調べへの過度の依存を改めるという理念の下に、供述調書への過度の依存を改め、公判廷に真正な証拠が顕出されるための制度として、刑事免責制度が導入された。

　刑事免責制度とは、裁判所の決定(免責決定)により、証人尋問で得られた供述及びそれに由来する証拠を、当該証人に対して不利益な証拠とすることを禁止することで、当該証人の自己負罪拒否特権を消滅させて、証言を強制する制度である。

　刑事免責制度も、司法取引制度と同様に、会社犯罪や贈収賄事件等のような財政経済事犯、特殊詐欺や薬物・銃器売買などの組織犯罪等の密行性の高い犯罪類型において、取調べ以外の方法により供述証拠を獲得する手段として導入された制度である。しかし、刑事免責制度は、司法取引制度とは異なり、対象犯罪が限定されておらず、全ての犯罪において刑事免責制度を使うことが可能となっている。

**②　刑事免責制度の問題点**

（ア）共犯者の引き込み供述や責任転嫁の供述を誘発するおそれ

　刑事免責制度は、自らは刑事免責を受けつつ、他人の犯罪事実を明らかにするものであり、共犯者の引き込み供述や責任転嫁の供述を誘発する制度といえよう。

　これに対し、刑事免責制度は、一方的に自己負罪拒否特権を消滅させて供述を強制するものであって、かえって、虚偽の供述をすれば偽証罪により処罰されるわけであるから、制度的には取引的要素はないとして導入されたのであるが、このような考えは、捜査や公判準備の実態を理解していない議論というべきである。

　刑事免責の対象となる者は、他人の犯罪についての情報を有しており、しかも、自己負罪拒否特権の行使を検討する必要がある者(すなわち、刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある者)であることから、通常、被疑者または参考人として、実際に捜査官からの取調べを受けている者と思われる。すなわち、引き込み供述や責任転嫁の供述という虚偽供述の動機を持っている者である。

　実際の刑事免責制度の運用は、取調べの際や証人テストの際に、検察官から刑事免責制度の説明を受け、さらに、この制度を使って証人尋問を行うことを告げられるという形が一般的と思われる。

　したがって、刑事免責制度を利用してもらうために、検察官に迎合して、検察官が求める内容の虚偽供述を行う危険性が高いと考えられる。

（イ）免責の範囲の明確化の必要性

　　　　刑事免責制度は、自己負罪拒否特権が消滅させられて、証人として証言が強制されることの引き替えとして、証言及び派生証拠は、証人の刑事事件において証人に不利益な証拠とすることができないという制度なのであるから、この制度によって証言を強制された者は、「自己負罪拒否特権を消滅させても、何の不利益も蒙らない」ということが前提となっていなければならない。

　この点について、「尋問に応じてした供述及びこれに基づいて得られた証拠」と規定されているが、「証言に基づいて得られた証拠」の範囲が、必ずしも明確とは言い難いと思われる。

（５）証拠開示制度等の拡充

刑訴法等の改正法により、公判前整理手続等に付することの請求権が付与され、また、証拠開示制度が拡充された。これらの改正は、法律公布の日から6ヶ月以内で政令で定める日から施行するとされており、2016(平成28)年12月に施行された。

　従来は、公判前整理手続及び期日間整理手続に付するか否かは、裁判所が職権で判断するものとされていたが、検察官、被告人及び弁護人に、公判前整理手続等に付することの請求権が認められた。

　もっとも、公判前整理手続等に付する決定又は請求を却下する決定に対する不服申立権までは認められなかった。

　証拠開示制度の拡充として、被告人及び弁護人から請求があったときは、検察官は、検察官が保管する証拠の一覧表の交付が義務づけられた。検察官保管証拠の一覧表の交付を受けることにより、弁護人は、証拠開示請求の手掛かりを与えられることになり、検察官による証拠開示の漏れの発生を防ぐことができる。

　しかし、一覧表に記載されるのは検察官が保管する証拠に限られ、全ての証拠ではない。また、一覧表に記載することにより「人の身体に害を加える行為がなされるおそれがある等の事項に限り」一覧表に記載しないことができるとされている。

　また、証拠開示制度の拡充として、類型証拠開示の対象が拡大された。証拠物の押収手続記録書面と被告人の共犯者の取調べ状況記録書面が、類型証拠とされた。

（６）刑の一部執行猶予制度

　　　刑の一部執行猶予制度は、懲役刑や禁錮刑を一定期間受刑させたのち、残りの刑期の執行を猶予する制度である。

　改正前の制度では、懲役刑等の場合、刑期全部について、実刑か執行猶予かの選択肢しかなく、短期の実刑を言い渡されると、十分な仮釈放期間を取ることができず、再犯防止・改善更生の教育や指導を行うことが困難であったが、刑の一部執行猶予制度の導入により、一定期間矯正施設内で処遇した後、相応の期間を執行猶予として保護観察に付して社会内処遇を実施することができ、受刑者の社会復帰の促進や保護観察による再犯防止を図ることができるとされる。特に薬物事犯の再犯防止について効果が期待されている。

　①前に禁錮以上の実刑に処せられたことがない者、②前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その執行終了等の日から5年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者につき、3年以下の懲役等の言渡しを受けた場合に、犯罪の経緯に関する事情などを考慮して再犯防止のために必要かつ相当と認められるとき、刑の一部について1年以上5年以内の期間で執行を猶予することができる。執行猶予期間中、保護観察に付することができ、薬物事犯の場合には必要的に保護観察に付さねばならない。

　この制度が適切に運用されるためには、保護観察官の増員や更生保護施設の拡充などの更生に必要な環境の整備や、適切な更生プログラムの策定などが必要となるが、現時点において、これらの点の整備などが十分とは言い難い状況にある。

（７）今後の取り組み

　　　取調べの録音・録画の制度は、全面可視化まで未だ道半ばの状態である。弁護人としては、捜査機関によって例外事由を広く認めるような恣意的運用がなされないよう、捜査機関に対し細心の注意を払っていかなければならない。また、3年後の見直しに向けて、全事件の可視化を実現できるよう、実務の現場において、対象外事件についても捜査機関に対し、積極的に可視化を要求するなどの地道な努力が必要である。

　司法取引制度や刑事免責制度は、それ自体、共犯者の引き込み供述の危険をはらんだ制度であるので、これらの制度が誤判の原因とならないよう、関係者の供述の信用性には格別の配慮をするなど慎重な運用がなされるよう対応していく必要がある。

　刑の一部執行猶予制度については、今後も、更生に必要な環境の整備などを求めていく必要があるうえ、裁判所において、いかなる場合に刑の一部執行猶予が言い渡されるのかにつき、その動向を慎重に検討する必要がある。

　法曹親和会では、平成28年度の夏期合宿において、司法取引制度の理解を深めその問題点を明らかにすべく、被疑者から司法取引の相談を受けた場合の弁護人の対応について検討を行った。さらに、今後、司法取引及び刑事免責制度につき講師を招いて勉強会を開催する予定である。